

## 大津いじめ事件の民事訴訟(判決)に関する謝辞

平成 31 年 2 月 19 日、加害少年らに対する請求に関して大津地裁で判決の言い渡しがありました。いじめ加害行為として、原告らが主張する事実の相当部分が認められ、いじめと自殺との間の因果関係が認定されました。すでに大津市との関係では和解しており、当初請求額の半分である 3859 万 8578 円及び遅延損害金が加害少年らに対する原告ら請求額でありました。かかる請求に対し、3757 万 7368 円の支払いが命じられました。

これまで全国各地の皆さまから多大なご支援、ご声援を賜りましたこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。ここまで至ることができたのは、ひとえに全国各地の皆さまから頂戴した暖かいお力添えのおかげであると、弁護団一同、心から感謝を申し上げたいと思います。これまでのご支援、本当にありがとうございました。

### 【いじめ加害行為の認定】

大津地裁の判断では、極めて詳細ないじめ加害行為の事実が認定されました。これまで、警察の捜査資料のほか、第三者調査委員会の調査報告書、アンケート調査結果など、約 500 点に及ぶ証拠資料を提出し、いじめ加害行為の苛烈さ、そして被害者の受けた苦痛の深刻さ、重大性を主張してきました。裁判所として、被害者の受けた加害行為を詳細に認定し、これによって受けた心身の苦痛を適切に判断したことは、高く評価できる点だといえます。

特に、いじめに関する学術論文などを幅広く引用し、被害者が受ける精神的な苦痛の深刻さ、そして急速に追い詰められていくプロセスなどを、最新の学術的知見に裏打ちされた形で、大津地裁は詳細に認定しました。今後のいじめ自殺裁判にとって、判断プロセスを示した重要な先例になるものと期待しています。

また、被害者が置かれた境遇、そして被害者が受けた苦痛を、被害者の目線で極めて具体的に、迫真的に認定し、真相を明らかにした意義は極めて大きいといえます。

### 【相当因果関係について】

「加害行為は、一連の行為の積み重ねにより、被害者に対し、希死念慮を抱かせるに足りる程度の孤立感、無価値感を形成させ、さらに被告少年らとの関係からの離脱が困難であるとの無力感、絶望感を形成させるに十分なものであり、そのような心理状態に至った者が自殺に及ぶことは、一般に予見可能な事態であるといえるから、自殺は通常損害に含まれるというべきである。したがって、加害行為と被害者の自殺の間には相当因果関係が認められる」(判決書 68 頁から 69 頁)。

このように、大津地裁は、いじめと自殺との間の相当因果関係を認め、いじめの結果として生じる自殺は「通常損害」とであると明示しました。原告らとして主張した最も重要な争点について、裁判所はこれを正面から認め、いじめ加害行為の危険性を明らかにしたものといたします。この点も、従来の裁判例よりも踏み込んだ判断が示されたものとして、高く評価することができる点です。

軽い気持ちで、遊びのつもりであっても、加害者は、いじめで被害者を追い詰め、死に追いやれば、重い賠償責任を負う。大津地裁は「いじめ自殺」に対して、明確な答えを示しました。

### 【司法のメッセージ】

大津いじめ事件が広く知られるようになってから、全国各地で、いじめ自殺をめぐる裁判が相次いで提起されるようになりました。しかし、その多くで、いじめから自死が生じることは特別なこと、例外的なこと、という前提に立って、裁判所は被害者に厳しい判断を繰り返してきました。

しかし、大津地裁は、いじめは被害者の心身に深刻な影響を与え、自殺に追い詰めるほど危険な加害行為であるという社会の共通認識を踏まえ、被害者の救済に道を開く判断を示しました。いじめ防止対策推進法の立法趣旨、立法事実にも沿ったものであり、被害者救済に向けた今後の司法判断を強く後押しするものであるということが出来ます。

二度といじめ自殺を繰り返してはならない。司法のメッセージを、大切に受け止めたいと思います。

### 【お礼】

これまでご支援くださった全国の皆さまに、この場を借りて、改めまして厚く御礼申し上げます。今後は、大阪高等裁判所での審理となりますので、引き続きご支援のほど宜しくお願いします。

以上の通り、ご報告をもって御礼に代えさせていただきます。